

○高山市文化振興事業支援補助金交付要綱

決裁

(趣旨)

第1条 市は、市民の自主的な文化活動を支援し、文化振興を図るため、各種文化団体等が行う事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、高山市補助金交付規則（昭和34年高山市規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象等)

第2条 補助金の名称、補助金の交付の対象事業及び経費並びに補助金の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）は、別表第1のとおりとし、当該補助対象経費の種類は、別表第2によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、文化振興事業補助金を交付しない。

- (1) 文化振興事業補助金の交付を過去に3回受けたことがあるもの
- (2) 文化振興事業補助金の交付申請をした年度内において、既に同補助金の交付を受けているもの
- (3) 文化振興事業補助金の交付申請を行い、かつ、同補助金の事業を対象として、市が実施する他の補助制度等を利用し、重複して補助金の交付を受けようとするもの

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高山市文化振興事業支援補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業予算
- (3) 団体の構成メンバー一覧
- (4) 団体の活動目的及び活動実績がわかるもの

(補助金の交付の決定等)

第4条 市長は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと決定したとき（文化振興事業補助金に係る申請書の提出を受けた場合にあつては、別に定める審査員の意見を聴いて審査を行い、その審査内容を踏まえ市長が適当と認めたとき）は、速やかにその決定の内容及び条件を付したときはその条件を申請者に通知するものとする。

(事業の内容等の変更)

第5条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が補助事業等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ高山市文化振興事業支援内容変更承認申請書(別記様式第2号)により、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに高山市文化振興事業支援実績報告書(別記様式第3号)に収支決算書を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付の時期)

第6条の2 市長は、前条に規定する報告書の内容を審査し、補助事業が完了したことを確認のうえ、補助金を交付するものとする。

(委任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行し、施行の日以後の申請に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月27日決裁)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月2日決裁)

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成21年7月27日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の高山市文化振興事業支援補助金交付要綱の規定は、平成21年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成 22 年 9 月 30 日決裁）

- 1 この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式については、この要綱による改正後の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日まで使用することができる。

附 則（平成 24 年 6 月 29 日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この要綱施行の際、従前の規定による帳票でその用紙の残存するものについては、その残存分に限り、修正して使用することができる。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日決裁）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成 28 年 9 月 5 日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の高山市文化振興事業支援補助金交付要綱の規定は、平成 28 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成 29 年 6 月 30 日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の高山市文化振興事業支援補助金交付要綱の規定は、平成 29 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和 3 年 6 月 30 日決裁）

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（平18.12.27・平20.4.2・一部改正、平21.7.27・旧別表・一部改正、平28.3.29・平28.9.5・平29.6.30・一部改正）

補助金の名称	補助対象事業及び経費	補助金の額
(1) 文化振興事業補助金	住所又は事務局を市内に有する文化活動を目的とした団体等が、申請年度内に市内で実施する文化事業に要する経費。ただし、当該文化事業を実施する際に国及び県の補助金の交付を受けている場合は、当該経費から当該補助金の額を控除して得た額	補助対象経費の3分の1以内とする。ただし、450千円又は補助対象経費から当該文化事業に係る収入額を控除して得た額のいずれか少ない額を限度とする。
(2) 高山市近代文学館企画展等開催事業補助金	(一社)高山市文化協会が高山市近代文学館において実施する近代文学に係る企画展等開催事業に要する経費。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。	年間800千円を限度とする。

別表第2（第2条関係）

（平21.7.27・追加）

科目	補助対象経費の種類
1 報償費	講師等に係る謝礼
2 旅費	出演者等の交通費、宿泊費及び日当、出演交渉等に係る旅費
3 需用費	ポスター、無料配布のプログラム等に係る印刷費
4 役務費	通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料
5 委託料	音響照明等舞台操作委託料、警備・交通整理委託料、デザイン料、会場設営等業務委託料、看板製作等委託料
6 使用料及び賃借料	著作権等使用料、会場使用料、車両機械及び展示品等に係る賃借料
7 その他の経費	その他市長が必要と認める経費